

# 千葉県ダンススポーツ連盟協力店規程

平成20年4月 1日制定

平成21年9月14日改正

平成25年3月11日改正

## (総則)

**第1条** この規程は、千葉県ダンススポーツ連盟協力店(以下「協力店」という。)に関する事項について定める。

## (目的)

**第2条** 協力店の制度は、千葉県ダンススポーツ連盟(以下「本連盟」という。)の会員に対するサービスの提供を目的とする。

## (協力店)

**第3条** 協力店とは、本連盟の活動趣旨を理解し、本連盟会員に対して何らかのサービスを提供する店舗・団体をいう。但し、公序良俗に反する等不相当と思われる場合は除く。

2 協力店登録の開始及び中止は、理事会の承認を必要とする。

3 協力店の登録は、無料とする。

## (事務局)

**第4条** 協力店に関する事務局は、普及・事業推進部とする。

2 事務局は、次の業務を行う。

① 協力店申請の受理進達及び理事会の承認手続きに関する事項

② 協力店の登録管理に関する事項

③ 協力店の会員への周知に関する事項

④ その他理事会が協力店に関し必要と認めた事項

## (会員への周知)

**第5条** 事務局は、登録した協力店を本連盟ホームページ等にて会員へ周知する。

## (会員のサービスの享受)

**第6条** 本連盟会員は、JDSF会員証を協力店に提示する事により、協力店が本連盟に登録したサービスの提供を受けることができる。

## (協力店登録の更新)

**第7条** 協力店の登録は、原則として5年ごとに更新する。

## 附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成21年4月29日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。